

平成 30 年 7 月 3 日

保護者の皆様

大阪府立堺工科高等学校

校長 加島 良彦

警報等の発表に伴う休校等の措置について（お知らせ）

このたびの地震の発生を受け、府教育委員会から休校等の措置をとるにあたっては、大雨警報を暴風警報と同等に扱うことの通知があり、本校もそれに従い 6 月 19 日付で、生徒及び保護者の皆様へお知らせいたしましたが、平成 30 年 6 月 25 日の大阪府防災・危機管理司令部会議において、非常配備が解除されたことから、この措置が解除されました。

今後は、従来の通り下記の対応といたします。なお、特に非常変災その他急迫の事情があるときは、学校教育法施行規則（※）に基づき、状況に応じて対応いたします。

※ 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。

記

テレビ・ラジオ等の気象通報に注意し、次の措置をとる。

1. 大阪府（堺市）、または居住の市町村に発令された「暴風警報」または「特別警報」が午前 7 時までに解除のとき・・・平常授業を実施する。
午前 9 時までに解除のとき・・・3 時限（10：40）から平常授業を実施する。
午前 9 時までに解除されないとき・・・臨時休業とする。
2. 登校後、堺市に「暴風警報」または「特別警報」が発令されれば、校長の指示に従う。
3. 「暴風警報」または「特別警報」が発令されないときは、平常授業を実施する。
4. 居住の市町村において継続されている場合は、自宅待機とし、出席扱いとする。
5. 考査期間においては、午前 7 時までに解除されない場合は、臨時休業とする。
6. 考査期間においては、解除されていた場合でも、午前 7 時までに南海電車または JR 阪和線の運転が再開されていない場合は、臨時休業とする。